

内部通報制度について

当社では、法令違反行為等を早期に発見して是正することによりコンプライアンスの徹底を図る観点から、公益通報者保護法及び当社内部通報規程に基づき、内部通報制度を設け、当社内のコンプライアンス体制を一元的に推進するために設置したコンプライアンス委員会内の事務局により運用しています。

- ご利用対象者

当社の内部通報窓口は、当社の役員、従業員、特別嘱託、臨時雇、派遣社員等（以下「当社従業員等」といいます。）を含む、当社の業務に従事するすべての方が利用できます。

- 通報の対象

当社及び当社従業員等による組織的または個人的な法令等に違反する行為または当社が定める各種内部規程に違反する行為（以下「法令違反等行為」といいます。）が対象です。

- 通報後の措置

通報があった場合、当社は、正当な理由がある場合を除き、相談・通報を受け付けた事実について必要な調査を行い、調査の結果、法令違反行為等があると確認したときは、是正に必要な措置を講じます。また、当社は、通報者に対し、是正措置等について、被通報者等の信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、速やかに通知します。

- 通報者・調査協力者の保護

当社は、原則として、通報者本人の同意がない限り、通報者の個人情報を当社の内部通報制度上の関係者以外に開示せず、通報内容に関する情報は、原則として、調査及び是正措置等のために必要な範囲でのみ、当社の内部通報制度上の関係者に開示いたします。また、当社が、通報したことや、調査に協力したことを理由に、通報者や調査協力者に対して、不利益な取扱いをすることはありません。当社従業員等が通報者や調査協力者に対して不利益な取扱いをすることや通報者を探索することは禁じられ、懲戒等の対象となります。

- 内部通報の方法

内部通報の方法には、以下のものがあります。なお、内部通報は実名でお願いすることを基本としますが、匿名での通報も可能です。

内部窓口（コンプライアンス委員会事務局）

①電子メール scompliance@mail.shogakukan.co.jp

②手紙 〒101-8001 千代田区一ツ橋2-3-1

小学館 コンプライアンス委員会事務局宛

③コンプライアンス委員会事務局員との面談

外部窓口（牛島総合法律事務所）

電子メール shogakukan@ushijima-law.gr.jp

● その他

当社は、当社役員等が関与する法令違反行為等の調査または是正措置等の検討については、監査役または外部窓口の法律事務所に意見を求めること等により、組織の長その他幹部からの独立性の確保を図っています。

また、当社は、当社従業員等自らが関係者となっている通報事案の調査や是正措置等の検討には当該従業員等を関与させないなどの利益相反回避措置を講じています。

さらに、当社は、当社の内部通報制度上の関係者において、通報事案に関する記録及び資料等を適切に管理しています。

以上

小学館 コンプライアンス委員会